品川区人事行政の運営等の状況について

令和5年12月

１ 目的等

区では、人事行政の運営における公平性および透明性を高めることを目的に、平成１７年度より地方公務員法第５８条の２の規定および品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、区における職員の任免、給与、勤務条件などの状況および特別区人事委員会の業務状況について公表しています。

２ 公表項目

品川区人事行政の運営等の状況

Ⅰ　職員の任免および職員数に関する状況 ･････････････････････････････ 1
Ⅱ　職員の給与の状況 ･･･ 16
Ⅲ　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 ･････････････････････････ 20
Ⅳ　職員の分限および懲戒処分の状況 ･････････････････････････････ 25
Ⅴ　職員の服務の状況 ･･･ 26
Ⅵ　職員の研修および勤務成績の評価の状況 ･････････････････････････ 28
Ⅶ　職員の福祉および利益の保護の状況 ･････････････････････････････ 31

特別区人事委員会の業務状況

Ⅰ　職員の競争試験及び選考の状況 ･････････････････････････････････ 1
Ⅱ　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 ･･････ 8
Ⅲ　勤務条件に関する措置の要求の状況 ･････････････････････････････ 13
Ⅳ　不利益処分に関する審査請求の状況 ･････････････････････････････ 13

品川区人事行政の運営等の状況

Ⅰ　職員の任免および職員数に関する状況

１　採用選考の状況

品川区職員の採用は、品川区が独自に実施する採用選考と特別区人事委員会が実施する採用試験（選考）により行っています。

令和４年度における品川区実施の採用選考については、以下のとおり実施しました。

※ 他の職種については特別区人事委員会で実施（特別区人事委員会の業務状況を参照）

（１）受験資格等

職種(職務名)	採用区分	国籍要件	年齢	資格･免許
福祉(保育士･児童指導)	Ⅱ類	無	20 歳以上 38 歳未満	保育士の資格を有し、保育士登録をしているもの
看護師	Ⅱ類	無	45 歳未満	看護師の免許を有するもの
栄養士	Ⅰ類	無	30 歳未満	管理栄養士の免許を有し、登録をしているもの
歯科衛生	Ⅱ類	無	40 歳未満	歯科衛生士の免許を有し、登録をしているもの
技能Ⅵ	－	無	18 歳以上 35 歳未満	当該業務に必要な能力を有するもの
学校教育職員	一般選考	無	32 歳未満	下記(1)、(2)のいずれかに該当する者 (1) 小学校教諭普通免許状および中学校教諭普通免許状(教科不問)の両方を所持する者 (2) 小学校教諭普通免許状および特別支援学校教諭普通免許状の両方を所持する者 ※免許状の種類(専修、1種、2種)は問わない。
	経験者選考		43 歳未満	下記(1)、(2)のいずれかに該当する者 (1) 小学校教諭普通免許状および中学校教諭普通免許状(教科不問)の両方を所持する者 (2) 小学校教諭普通免許状および特別支援学校教諭普通免許状の両方を所持する者 ※免許状の種類(専修、1種、2種)は問わない。 平成 31 年4月1日から令和4年6月 30 日までの期間において、国公私立の

				小・中・義務教育 学校または特別支援学校等（いずれも、義務教育課程に限る）で、次の①または②のいずれかの勤務実績を有する者 ①常勤の教員（講師含む。）として継続して 12 月以上の勤務実績 ②非常勤の教員（講師含む。）として週あたり3日以上、かつ、12 時間以上の勤務条件で、通算して 24 月以上の勤務実績

（２）実施日程

職種（職務名）	告示	第１次選考（筆記）	第２次選考（実技）	第２次選考（面接）	最終合格発表
福祉（保育士・児童指導）	令和４年７月1日	令和４年８月 28 日	令和４年９月 26,27,28,29,30 日 令和４年 10 月 3,4 日	令和４年 10 月 11,13,14 日	令和４年 11 月 30 日
看護師	令和４年 11 月 15 日	令和４年 12 月 18 日	－	令和５年 1 月 29 日	令和５年 2 月 15 日
栄養士	令和４年 11 月 15 日	令和４年 12 月 18 日	－	令和５年 1 月 29 日	令和５年 2 月 15 日
歯科衛生	令和４年 4 月 25 日	令和４年 5 月 29 日	－	令和４年 6 月 22 日	令和４年 7 月 8 日
技能Ⅵ	令和４年 9 月 1 日	令和４年 10 月 23 日	－	令和４年 12 月 11 日	令和４年 12 月 26 日
学校教育職員	令和4年 5月23日	令和4年 7月16日	－	令和4年 9月3日	令和4年 9月9日

（３）実施状況

職種（職務名）	採用予定者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	倍率（倍）
福祉（保育士・児童指導）	50 名程度	62 人	55 人	88.7%	39 人	1.4 倍
看護師	若干名	8 人	8 人	100.0%	3 人	2.7 倍
栄養士	若干名	52 人	32 人	61.5%	4 人	8.0 倍
歯科衛生	若干名	20 人	18 人	90.0%	2 人	9.0 倍
技能Ⅵ	若干名	52 人	33 人	53.5%	3 人	11.0 倍
学校教育職員	4名程度	20 人	16 人	80.0%	8人	2.0 倍

※学校教育職員は合格者（採用候補者名簿登載者）のうち、2名を採用。

2　再任用の状況

令和５年４月１日現在の勤務時間別任用者　（単位：人）

職種（職務名）	フルタイム勤務（週 38.75 時間）	週 23.25 時間勤務	週 24 時間勤務	週 28 時間勤務	週 31 時間勤務
事務（一般事務）	35	14	9	－	13
社会教育（社会教育）	－	－	－	－	－
福祉（福祉）	6	－	1	1	6
福祉（保育士）	13	4	2	－	11
福祉（児童指導）	13	－	1	1	1
心理（心理）	－	－	1	－	－
土木造園（土木技術）	4	－	1	－	3
土木造園（造園技術）	－	－	－	－	－
建築（建築技術）	3	－	2	－	－
機械（機械技術）	－	－	－	－	－
電気（電気技術）	1	1	－	－	－
衛生監視（保健衛生監視）	3	－	－	－	－
衛生監視（食品衛生監視）	－	1	－	－	－
歯科衛生（歯科衛生士）	－	－	－	－	－
検査技術（検査技術）	－	－	－	－	1
栄養士（栄養士）	－	－	－	－	1
保健師（保健師）	3	2	－	－	－
看護師（看護師）	2	－	－	－	1
技能Ⅱ（電話交換）	－	－	－	－	1
技能Ⅲ（用務）	12	2	3	1	6
技能Ⅲ（作業Ⅱ）	1	－	－	－	1
技能Ⅴ（自動車運転Ⅱ）	1	－	－	－	1
技能Ⅵ（作業Ⅲ）	13	－	－	－	9
幼稚園教育職員	1	－	－	－	－
計	111	24	20	3	55

3　人事交流の状況

令和４年度における東京都および特別区間人事交流については、以下のとおり実施しました。　（単位：人）

職種（職務名）		転出者数（令和 4.4.1～令和 5.3.31）	転入者数（令和 5.4.1）
一般交流	事務（一般事務）	2	2
幹部交流	事務（一般事務）	3	4
	土木造園（土木技術）	1	1
	医師	0	1

４　昇任選考の状況

令和４年度における昇任選考については、以下のとおり実施しました。

（１）主任職昇任選考

①受験資格および選考方法

区分	受験資格	選考方法
種別Ａ	別表１の職種に該当する１級職の者で、令和５年３月末日現在、別表２の資格の基礎となる採用区分における種別Ａに掲げる１級職の在職年数および年齢の要件を満たすもの	人事評価、択一式問題、作文
種別Ｂ	別表１の職種に該当する１級職の者で、令和５年３月末日現在、別表２の資格の基礎となる採用区分における種別Ｂに掲げる１級職の在職年数および年齢の要件を満たすもの	人事評価、作文
種別Ｃ	別表１の職種に該当する１級職の者で、令和５年３月末日現在、別表２の資格の基礎となる採用区分における種別Ｃに掲げる１級職の在職年数および年齢の要件を満たすもの	人事評価、選考申込書

【別表1】

（事務系）事務、社会教育　（保育・児童系）保育士、児童指導　（技術・福祉系）土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師、福祉（福祉）、心理

【別表2】

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">選考種別
資格の基礎となる採用区分</td><td colspan="2">種別Ａ</td><td colspan="2">種別Ｂ</td><td colspan="2">種別Ｃ</td></tr>
<tr><td>１級職
在職年数</td><td>年齢</td><td>１級職
在職年数</td><td>年齢</td><td>１級職
在職年数</td><td>年齢</td></tr>
<tr><td rowspan="8">本則</td><td colspan="2">Ⅰ類</td><td>5 年以上</td><td rowspan="8">41 歳
未満</td><td>10 年以上
20 年未満</td><td rowspan="8">50 歳
未満</td><td>20 年以上</td><td rowspan="8">53 歳
未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ類</td><td>短大３卒</td><td>6 年以上</td><td>11 年以上
21 年未満</td><td>21 年以上</td></tr>
<tr><td>短大２卒</td><td>7 年以上</td><td>12 年以上
22 年未満</td><td>22 年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ類</td><td>高等学校卒業後１年間の養成施設等を修了した者</td><td>8 年以上</td><td>13 年以上
23 年未満</td><td>23 年以上</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>9 年以上</td><td>14 年以上
24 年未満</td><td>24 年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">経験者Ａ〈１級職〉</td><td rowspan="2">3 年以上</td><td rowspan="2">10 年以上
20 年未満</td><td rowspan="2">20 年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">経験者(児童福祉・児童指導・児童心理)〈１級職〉</td></tr>
<tr><td rowspan="8">特例</td><td colspan="2">Ⅰ類</td><td rowspan="8"></td><td>5 年以上
10 年未満</td><td rowspan="8">41 歳
以上
50 歳
未満</td><td>5 年以上
20 年未満</td><td rowspan="8">50 歳
以上
53 歳
未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ類</td><td>短大３卒</td><td>6 年以上
11 年未満</td><td>6 年以上
21 年未満</td></tr>
<tr><td>短大２卒</td><td>7 年以上
12 年未満</td><td>7 年以上
22 年未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ類</td><td>高等学校卒業後１年間の養成施設等を修了した者</td><td>8 年以上
13 年未満</td><td>8 年以上
23 年未満</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>9 年以上
14 年未満</td><td>9 年以上
24 年未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">経験者Ａ〈１級職〉</td><td rowspan="2">3 年以上
10 年未満</td><td rowspan="2">3 年以上
20 年未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">経験者(児童福祉・児童指導・児童心理)〈１級職〉</td></tr>
</table>

②選考実施状況

区分	有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
種別Ａ	332 人	163 人	49.1%	78 人	47.9%
種別Ｂ	92 人	33 人	35.9%	13 人	39.4%
種別Ｃ	73 人	4 人	5.4%	1 人	25.0%

（２）係長職昇任能力実証

①対象資格および選考方法

区分	対象資格	能力実証方法
種別A	(ｱ) 別表に掲げる職種の者で、令和５年３月末日現在主任の職にあり、その在職期間が5年以上で、年齢 58 歳未満のもの (ｲ) 経験者〈主任Ⅰ〉の区分で合格し、別表に掲げる職種の者で、令和 5 年 3 月末日現在主任の職にあり、その在職期間が4年以上で、年齢 58 歳未満のもの (ｳ) 経験者〈主任Ⅱ〉の区分で合格し、別表に掲げる職種の者で、令和 5 年 3 月末日現在主任の職にあり、その在職期間が2年以上で、年齢 58 歳未満のもの	人事評価
種別B	(ｱ) 別表に掲げる職種の者で、令和５年３月末日現在主任の職にあり、その在職期間が7年以上で、年齢 50 歳以上 58 歳未満のもの (ｲ) 経験者〈主任Ⅰ〉の区分で採用され、別表に掲げる職種の者で、令和 5 年 3 月末日現在主任の職にあり、その在職期間が6年以上で、年齢 50 歳以上 58 歳未満のもの (ｳ) 経験者〈主任Ⅱ〉の区分で採用され、別表に掲げる職種の者で、令和 5 年 3 月末日現在主任の職にあり、その在職期間が4年以上で、年齢 50 歳以上 58 歳未満のもの	人事評価

【別表】

(事務系)事務、社会教育　(保育･児童系)保育士、児童指導　(技術･福祉系)土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師、福祉(福祉)、心理

②実施状況

区分	対象者数 A	合格者数 B	合格率 B/A
種別A	234 人	64 人	27.3%
種別B	68 人	10 人	14.7%

（３）課長補佐職昇任能力実証

①対象資格および方法

対象資格	能力実証方法
別表の職種の職務に従事する者で、令和５年３月末日現在、係長、担当主査またはこれに相当する職に 7 年以上在職し、年齢 58 歳未満のもの	人事評価

【別表】

(事務系)事務、社会教育　(福祉系)福祉、心理　(技術系)土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、診療放射線、歯科衛生、検査技術、栄養士、保健師、看護師

②実施状況

対象者数 A	合格者数 B	合格率 B/A
89 人	18 人	20.2%

（4）管理職選考

①受験資格および選考方法

「特別区人事委員会の業務状況」を参照。

②選考実施状況（品川区該当者分）

	有資格者数 A	申込者数 B	受験者数 C	受験率 C/B	合格者数 D	合格率 D/C
Ⅰ類	535 人	28 人	27 人	96.4%	10 人	37.0%
Ⅱ類	49 人	0 人	0 人	0%	0 人	0%
合計	584 人	28 人	27 人	96.4%	10 人	37.0%

（5）技能主任職昇任選考

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
別表 1 の職種の職務に従事する者で、令和 5 年 3 月末日現在、1 級職に 12 年以上在職し、58 歳未満のもの （経過措置） (1)平成 30 年 3 月 31 日現在、1級職に任用されており、行政職給料表(二)2級以上が適用されている者については、令和 3 年度及び令和 4 年度に実施する選考に限り、受験資格における年齢要件の上限部分を 60 歳未満とする。 (2)令和2年度から令和4年度までの間、受験資格における在職年数の規定は、別表 2 のとおりとする。	作文、面接、人事評価

【別表 1】

(技能系)技能Ⅲ、技能Ⅴ、技能Ⅵ

【別表 2】

選考年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級職の在職年数	15 年以上	14 年以上	13 年以上

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
35 人	6 人	17.1%	2 人	33.3%

（６）技能長職昇任選考

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、令和５年３月末日現在、技能主任職に４年以上在職し、年齢 58 歳未満のもの （経過措置） 平成 30 年 3 月 31 日現在、2級職に任用されており、行政職給料表（二）3級が適用されている者については、令和 3 年度及び令和 4 年度に実施する選考に限り、受験資格における年齢要件の上限部分を 60 歳未満とする。	論文、面接、人事評価

【別表】

（技能系）技能Ⅲ、技能Ⅴ、技能Ⅵ

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
91 人	8 人	8.8%	3 人	37.5%

（７）統括技能長職昇任選考

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、令和５年３月末日現在、担当技能長又はこれに相当する職に３年以上在職し、年齢 42 歳以上 58 歳未満のもの。	面接、人事評価

【別表】

（技能系）技能Ⅲ、技能Ⅴ、技能Ⅵ

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
－	－	－	－	－

（８）主任教諭昇任選考（幼稚園）

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
令和５年３月末日現在、教職経験９年以上、区立幼稚園教職経験３年以上で、31 歳以上 60 歳未満のもの	人事評価、職務レポート

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
２人	１人	50%	１人	100%

（９）副園長昇任選考

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
【第１次選考】 令和５年３月末日現在、次の①～③のいずれかに該当するもの ①　区立幼稚園主任教諭経験２年で、54 歳未満のもの ②　区立幼稚園主任教諭経験３年で、55 歳未満のもの ③　区立幼稚園主任教諭経験４年以上で、56 歳未満のもの 【第２次選考】 令和５年３月末日現在、区立幼稚園主任教諭経験４年以上で、56 歳未満のもの	筆記考査、面接、 人事評価

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
９人	０人	0%	０人	0%

（１０）園長昇任選考

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
令和５年３月末日現在、区立幼稚園副園長経験３年以上で 58 歳未満のもの	筆記考査、面接、 人事評価

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
３人	１人	33％	０人	0％

（１１）主任教諭昇任選考（区固有教員）

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
令和5年 3 月末日現在、教職経験年数 8 年以上、区固有教員歴 2 年以上で、30 歳以上 60 歳未満のもの	人事評価、職務レポート

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
6人	3人	50.0%	0人	0.0%

（１２）主幹教諭昇任選考（区固有教員）

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
次の(1)または(2)の要件を満たす区固有教員とする (1)令和 5年 3 月末日現在、主任教諭の職にあり、品川区立学校の主任教諭歴が 2 年以上で、32 歳以上 58 歳未満のもの (2)令和 5年3月末日現在、品川区立学校で主幹または指導教諭歴が 1 年以上あり、固有教員歴 2 年以上で、32 歳以上 58 歳未満のもの	面接、人事評価

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
5人	1人	20.0%	1人	100%

（１３）教育管理職昇任選考（区固有教員）

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
令和 5年 3 月末日現在、主幹教諭の職にあり、品川区立学校教育職員として指導主事の職務を2年以上経験、または選考合格後に指導主事として2年以上その職務に従事する意思を有し、36歳以上54歳未満のもの	筆記考査、面接、人事評価

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
1人	1 人	100%	0 人	0%

（１４）副校長任用審査（区固有教員）

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
教育管理職昇任選考合格後、原則2年間の教育管理職候補者期間を経過したもの。ただし、指導主事としての職務に従事した期間が 3 年以上ある者は 1 年前倒す。	筆記考査、面接、人事評価

②任用審査実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
1 人	1 人	100.0%	1 人	100%

（１５）統括副校長昇任選考（区固有教員）

①受験資格および選考方法

受験資格	選考方法
令和　5年 3 月末日現在、教育管理職の職にある 60 歳未満のもののうち、その経験年数が 4 年以上のもの。	筆記考査、面接、人事評価

②選考実施状況

有資格者数 A	受験者数 B	受験率 C＝B/A	合格者数 D	合格率 D/B
1人	1 人	100.0%	0 人	0%

５　職員数に関する状況

令和5年４月１日現在の職員数に関する状況については、以下のとおりです。

職員数は、一般職に属する職員のうち、特別区人事・厚生事務組合などへの派遣職員、臨時的任用職員、短時間勤務職員を除く数字です。

(1)組織別職員数

（単位：人）

	職員数
企画部	88
総務部	186
地域振興部	218
文化スポーツ振興部	54
子ども未来部	1,039
福祉部	211
健康推進部	252
都市環境部	318
防災まちづくり部	123
会計管理室	14
教育委員会事務局	206
監査委員事務局	5
選挙管理委員会事務局	9
区議会事務局	16
計	2,739

(2)職層別職員数　　（単位:人）

職務＼性別		合計	男	女
一般行政職等	部長級	26	21	5
	課長級	63	52	11
	課長補佐	172	104	68
	係長級・主査	470	213	257
	主任	653	230	423
	係員	1,070	390	680
	統括指導主事	2	2	―
	区指導主事	3	3	―
技能労務職	統括技能長	1	1	―
	技能長	31	31	―
	技能主任	127	113	14
	係員	58	55	3
教育職	幼稚園園長	4	1	3
	幼稚園副園長	4	1	3
	幼稚園主任教諭	10	-	10
	幼稚園教諭	20	1	19
	区固有教員副校長	3	2	1
	区固有教員主幹教諭	2	2	-
	区固有教員主任教諭	6	1	5
	区固有教員教諭	14	7	7
計		2,739	1,230	1,509

(3)職種別職員数　　（単位:人）

事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能系	その他	計
1,159	928	243	124	217	68	2,739

※その他・・・幼稚園教育職員、指導主事、独自採用教員

(4)年齢層別職員数　　（単位:人）

20 歳未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	計	平均年齢
1	760	841	431	590	116	2,739	38 歳 11 月

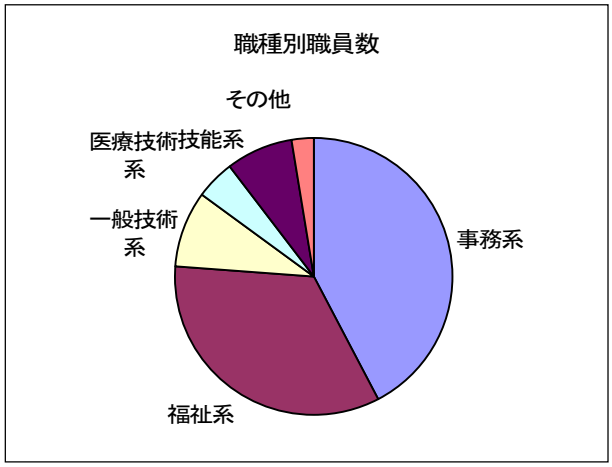

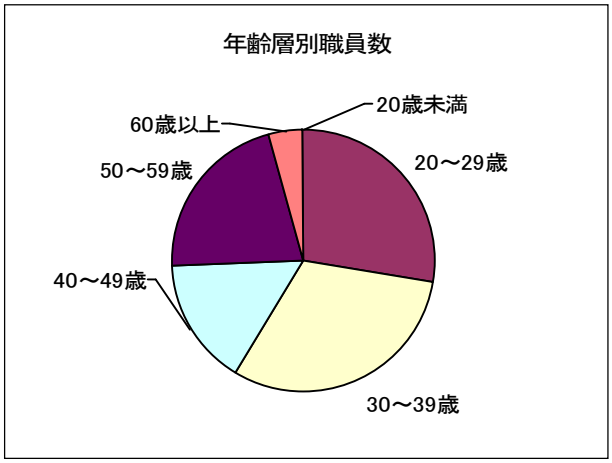

６　職員の退職の状況（令和４年４月１日～令和５年３月31日）

（単位:人）

	定年退職	勧奨退職	普通退職	死亡退職	都･他区への交流、他	計
区職員	63	9	80	2	32	186
幼稚園教育職員	－	－	1	－	1	2
区固有教員	－	－	3	－	1	4
指導主事	－	－	－	－	－	－
計	63	9	84	2	34	192

7　職員の採用と退職の状況

（単位：人）

職種（職務名）	退職者数（A）	採用者数（B）		増　減
	令和 4.4.1～令和 5.3.31	令和 4.4.2～令和 5.3.31	令和 5.4.1	（B）－（A）
事務（一般事務）	56	－	66	10
福祉（福祉）	4	－	20	16
福祉（保育士）	55	－	31	△24
福祉（児童指導）	6	－	2	△4
心理（心理）	－	－	6	6
土木造園（土木技術）	7	－	4	△3
土木造園（造園技術）	1	－	－	△1
建築（建築技術）	5	－	5	－
機械（機械技術）	－	－	3	3
電気（電気技術）	1	－	－	△1
衛生監視（保健衛生監視）	2	－	3	1
衛生監視（食品衛生監視）	3	－	2	△1
医師（医師）	1	－	－	△1
栄養士（栄養士）	2		4	2
歯科衛生（歯科衛生士）	－	2	－	2
保健師（保健師）	3	－	7	4
看護師（看護師）	1	－	3	2
小計	147	2	156	11
一般任期付き（事務）	10	－	1	△9
一般任期付き（福祉）	－	－	2	2
一般任期付き（保育士）	6	－	－	△6
一般任期付き（幼稚園教育職員）	1	－	－	△1
小計	17	0	3	△14
技能Ⅲ（用務）	－	－	－	－
技能Ⅴ（自動車運転Ⅱ）	1	－	－	△1
技能Ⅵ（作業Ⅲ）	8	－	3	△5
小計	9	0	3	△6
幼稚園教育職員	1	－	1	－
区固有教員	3	－	2	△1
小計	4	0	3	△1
臨時的任用：事務（一般事務）	7	2	17	12
臨時的任用：福祉（保育士）	1	－	3	2
臨時的任用：福祉（児童指導）	1	1	2	2
臨時的任用：建築（建築技術）	1	－	1	－
臨時的任用：歯科衛生（歯科衛生士）	1	－	－	△1
臨時的任用：保健師（保健師）	2	－	1	△1
臨時的任用：看護師（看護師）	1	－	－	△1
臨時的任用：幼稚園教育職員	－	－	－	－
臨時的任用：区固有教員	1	－	－	△1
小計	15	3	24	12
計	192	5	189	2

Ⅱ　職員の給与の状況

1　人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 （令和5年3月31日現在）	歳　出　額 ［A］	実質収支 （黒字額）	人　件　費 ［B］	人件費率 ［B/A×100］	（参考）3年度の 人件費率
	千円	千円	千円	%	%
406,362	188,940,434	6,260,781	25,402,106	13.4	13.4

※人件費とは、一般職員に支給される給与、区長や区議会議員など特別職に支給される給料、報酬、諸手当のほか共済費（社会保険料の事業主負担分）などを含む経費の合計をいいます。

2　職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

職員数 ［A］	給　　与　　費　（千円）				1当たり給与費 ［B／A］
	給　料	職 員 手 当	期末･勤勉手当	計［B］	
2,733	8,578,116	3,463,597	4,063,555	16,105,268	5,892千円

※職員数は、令和４年４月１日現在の数で、再任用短時間勤務職員を含みます。

※職員手当には退職手当を含みません。

3　職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額の状況

（令和5年4月1日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38.6　歳	289,200　円	426,621　円
技能労務職	59.1　歳	288,300　円	402,742　円
教育職	36.6　歳	310,300　円	414,484　円

※給料とは給料表に定める額で、民間の基本給に相当するものです。（職務によって給料表は異なります）

※給与とは給料と職員手当（期末･勤勉手当を除く）の合計をいいます。

4　職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区　　分		品川区 初任給	国 初任給
一般 行政職	Ⅰ類 （大卒程度）	188,200　円	総合職 189,700　円 一般職 185,200　円
	Ⅲ類 （高卒程度）	152,100　円	154,600　円
技能労務職		137,800　円	－

※初任給･給料額は23区共通です。

※国の総合職･一般職とは国家公務員採用試験区分によるものです。

５　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	266,403　円	325,814　円	362,821　円
	高 校 卒	228,466　円	282,320　円	334,383　円
技能労務職		－	－	－

６　昇給区分の適用状況

区 分	一般行政職		技能労務職		全職種	
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
職員数［Ⅰ］	1,520人	1,503人	219人	231人	2,713 人	2,711 人
昇給区分が「A」または「B」の職員数［Ⅱ］	449人	455人	50人	64人	744人	749人
比率［Ⅱ／Ⅰ］	29.5%	30.3%	22.8%	27.7%	27.4%	27.6%

※平成 18 年度から昇給時期が年 1 回･4 月1日に統一され、また、従来の普通昇給･特別昇給が統合され、勤務成績（「A～E」の区分）に応じて昇給号数を決定する昇給制度に変更になりました。（「A区分」→7号昇給、「B区分」→5号昇給、「C区分」→4号昇給）

※全職種には一般行政職、技能労務職のほか、福祉職などを含みます。

７　期末・勤勉手当（令和4年度実績）

民間のボーナスに相当する手当です。

区 分		品川区	国
1人当たり平均支給額		1,533千円	―
支給割合	期末手当	2.4月分（1.35月分）	2.4月分（1.35月分）
	勤勉手当	2.15月分（1.05月分）	2.0月分（0.95月分）
職務段階別加算		あり	あり

※期末･勤勉手当の支給割合は23区共通です。

※支給割合は一般職員の割合です。（　）内は再任用職員に係る支給割合です。

８　退職手当（令和5年4月1日現在）

職員が退職した場合に支給される退職手当は、退職時の給料月額に、勤続年数や退職事由に応じた一定の率を乗じて算出した額となります。

区分		品川区		国	
		普通退職	定年等退職	普通退職	定年等退職
支給率	勤続 20 年	18.00 月分	24.55 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.00 月分	32.95 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.75 月分	47.70 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度	39.75 月分	47.70 月分	47.709 月分	47.709 月分
加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	
1 人当たり平均支給額		2,163　千円	21,313　千円	―――	

※普通退職とは自己都合などによる退職をいい、定年等退職とは定年（原則60歳）または勧奨退職などによる退職をいいます。

※退職手当の1人当たり平均支給額は令和4年度退職者の平均額です。

９　地域手当（令和4年度実績）

民間の賃金や物価が特に高い地域に勤務する職員に支給される手当です。

支給実績	1,871,564　千円
支給職員1人当たり平均支給年額	665,090　円
支給率	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の20%
支給対象職員数	2,814人

※支給対象職員数は、再任用短時間勤務職員を含みます。

１０　特殊勤務手当（令和4年度実績）

著しく危険、不快、不健康そのほか特殊な勤務についたとき支給される手当です。

支給実績	37,347　千円
支給職員1人当たり平均支給年額	100,667　円
職員全体に占める手当支給職員の割合	13.2　%
手当名	特定危険現場業務手当、不規則勤務手当、防疫等業務手当、災害時業務手当、清掃業務手当、一時保護業務手当、児童相談所業務手当

１１　時間外勤務手当

正規の時間を超えて勤務した職員に支給される手当です。

区分	令和4年度	令和3年度
支給実績	1,075,495千円	1,140,418千円
職員1人当たり平均支給年額	443千円	484千円

１２　そのほかの手当（令和4年度実績）

手当名	内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に対する手当	126,328　千円	178,430　円
住居手当	職員の住居費の一部を補う手当	125,882　千円	172,678　円
通勤手当	通勤に要する経費を補助する手当（6ヶ月定期券額を支給）	295,373　千円	122,612　円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対し、その職の特殊性に基づいて支給する手当	116,921　千円	1,181,027　円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である専門的知識を有する医師・歯科医師に対し、民間における賃金較差を考慮した手当	3,321　千円	1,660,800　円
児童手当	支給要件に該当する児童を養育している職員に対する手当	94,025　千円	180,470　円
教職員特別手当	幼稚園教諭等に対し、支給される手当	2,895　千円	40,219　円

１３　特別職の報酬などの状況（令和5年4月1日現在）

特別職の給料・議員の報酬月額などの支給状況です。

<table>
<tr><th>区分</th><th>給料</th><th>地域手当</th><th>通勤手当</th><th>報酬</th><th>期末手当</th><th>退職手当</th></tr>
<tr><td>区　長</td><td>912,000円
※</td><td rowspan="2">給料月額
×12%</td><td rowspan="2">6ヶ月定期券額を支給</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="6">6 月期　1.625 月分
12 月期　1.625 月分
3 月期　0.25 月分
計　　3.5 月分</td><td>給料×在職年×4.8
（在任期間ごと）</td></tr>
<tr><td>副区長</td><td>916,000円</td><td>給料×在職年×3.4
（在任期間ごと）</td></tr>
<tr><td>議　長</td><td rowspan="3">－</td><td rowspan="3">－</td><td rowspan="3">－</td><td>918,000円</td><td rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td>副議長</td><td>784,000円</td></tr>
<tr><td>議　員</td><td>602,000円</td></tr>
</table>

※昨年と比べ2割減額している。

Ⅲ　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

１　職員の正規の勤務時間（標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

２　週休日および休日

種別	意義
週休日	正規の勤務時間が割り振られない日をいいます。労働基準法第 35 条の休日にあたるものであり、毎週少なくとも1回与えることが原則（週休制）です。
休日	正規の勤務時間を割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない日をいいます。休日の種類は以下の3種類です。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 12 月 29 日～翌年の1月３日（①に掲げる日を除く） ③ 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、規則で定める日

３　休暇

（１）制度概要

種類	事項	対象者等	日数等
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与えられる年間一定数の休暇		1年度につき 20 日（ただし、再任用短時間勤務職員を除く）
病気休暇	職員が疾病または負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	疾病または負傷のため療養する必要のある職員	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
公民権行使等休暇	労働基準法第7条の規定に基づき、職員が公民としての権利の行使または公の職務の執行を行うための休暇	選挙権その他公民としての権利の行使または公の職務を執行する職員	必要と認められる時間
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇	不妊治療に係る通院等を行う職員	日または時間を単位とし1年度で 5 日（体外受精等の治療を受ける場合は 10 日）

妊娠出産休暇	出産の前後における女性職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養を与える休暇	出産前後の女性職員	妊娠中および出産後を通じて引き続く16週間（多胎妊娠の場合は24週間）以内の期間
妊娠初期休暇	妊娠初期の女性職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合の休暇	妊娠初期の女性職員	引き続く7日以内の範囲において日単位で1回に限る
母子保健健診休暇	妊娠中または出産後の女性職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師または保健師の健康診査または保健指導を受けるための休暇	妊娠中または出産後1年を経過しない女性職員	健康診査または保健指導を受けるために必要と認められる時間
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持およびその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	妊娠中の女性職員	正規の勤務時間の始めまたは終わりに、それぞれ30分またはいずれか一方に60分の範囲内
育児時間	生後1年3月に達しない子を育てる職員に対して、保育のために休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる時間	生後1年3月に達しない子を育てる職員	1日2回、1回45分（計90分）
出産支援休暇	配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産する配偶者またはパートナーシップの相手方のいる職員	出産の前後を通じて、2日以内
育児参加休暇	職員が配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間中に、出産に係る子等の養育を行うことで、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の負担軽減を図るとともに、育児に参加するための休暇	産前産後の期間中の配偶者またはパートナーシップ関係の相手方のいる職員	原則として、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の出産の翌日から8週間以内に5日以内
生理休暇	労働基準法第68条に基づき、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性職員	職員が請求した日数（ただし、引き続く4日目以降は無給）

慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合、その他勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚する（パートナーシップ関係になる場合も含む）職員、親族（パートナーシップ関係も含む）が死亡した職員、父母の追悼のため特別な行事を行う職員	結婚する場合…引き続く7日、親族が死亡した場合…親族の種類により定められた日数、父母の追悼のために特別な行事を行う場合…1日
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、または損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	自然災害により現住居が滅失または損壊した職員	日を単位として、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
夏季休暇	夏季の期間（7月1日～9月30日）において、職員が心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇		原則として、日を単位として5日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	ボランティア活動をする職員	1年度につき、5日の範囲内で必要と認められる期間
リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復および増進し、または自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	①満53歳に達した者 ②満43歳に達した者	左記年齢に達した日が属する年度の翌年度において、①暦日を単位として引き続く3日以内、②暦日を単位として引き続く2日以内
子の看護のための休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（パートナーシップ関係の相手方の子を含む）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員	1年度につき、原則として、日を単位として5日以内（対象が2人以上の場合は10日以内）

短期の介護休暇	配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）、父母、子、配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）の父母等で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障がある者の介護その他の世話をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）、父母、子、配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）の父母等がいる職員	1 年度につき、原則として、日を単位として 5 日以内（対象が 2 人以上の場合は 10 日以内）
介護休暇	配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）、父母、子、配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）の父母等で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）、父母、子、配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）の父母等がいる職員	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間。日、時間を単位として利用することができる。
介護時間	配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）、父母、子、配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）の父母等で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	介護を必要とする配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）、父母、子、配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）の父母等がいる職員	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において、正規の勤務時間の始めまたは終わりに、1 日 2 時間以内

（２）年次有給休暇の取得状況（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

平均取得日数
14.9 日

※非現業の一般職に属する常勤職員（休職者、他団体への派遣者等を除く）の平均取得日数です。

（３）病気休暇の取得状況（令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）

取得者数
140 人

（４）介護休暇の取得状況（令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）

取得者数
11 人

４　休業の状況等

○　育児休業および部分休業は、子を養育する職員が勤務を継続しながら育児を行うことを容易にし、職業生活と家庭生活の調和を図ることで職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

○　育児休業とは、生後３歳に満たない子を養育する職員が、当該子が３歳に達する日までの期間を限度として、育児のために休業することができる制度です。育児休業期間中、給与は無給です。

○　部分休業とは、小学校就学前の子を養育する職員が、主として託児しながら勤務する場合において、正規の勤務時間の始めまたは終わりに、１日を通じて２時間（育児時間を含む）を超えない範囲で、30 分を単位として勤務しないことが認められる制度です。

○　平成 20 年４月１日から、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をより一層容易にするための環境整備として、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象に「育児短時間勤務制度」を導入しました。

○　本区では、次代を担う子どもたちの健やかな育成を目的として成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づく特定事業主として、平成 17 年３月に「品川区特定事業主行動計画」を策定しました。その後、平成 28 年４月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、２つの法律に基づく特定事業主行動計画を一体のものとして策定しました。当該計画に基づき、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりに取り組んでいます。

○　本区では、女性の採用・登用の促進や男女の仕事と子育て等の両立支援の観点から、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する職員の継続的な勤務を促進するために、「配偶者同行休業」を平成 26 年７月に導入しました。

（単位：人）

種別	令和４年度の新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
	男	女	計	男	女	計
育児休業	18	87	105	5	88	93
部分休業	2	51	53	3	41	44
配偶者同行休業	0	1	1	0	2	2

Ⅳ　職員の分限および懲戒処分の状況

１　職員の分限処分の状況

○　分限処分とは、職員の勤務実績が良くない場合や心身の故障の場合など一定の事由がある場合に行う、不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。その目的は、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保を図ることにあります。

○　地方公務員法は、任命権者に分限処分を行う権限を認める一方、分限処分を行う場合を限定し、かつ、その公正な取扱いを定めることにより、職員の身分を保障しています。

分限処分者数（令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）　（単位：人）

事　由	降任	免職	休職	降給	計
心身の故障の場合	－	1	73	－	74
刑事事件に関し起訴された場合	－	－	－	－	－
計	－	1	73	－	74

２　職員の懲戒処分の状況

○　懲戒処分とは、職員に法令違反など一定の義務違反があった場合に、職員に科される制裁をいいます。その目的は、その義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することにあります。

懲戒処分者数（令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）　（単位：人）

事由	戒告	減給	停職	免職	計
服務違反（勤務態度の不良等）	－	－	－	－	－
公務外非行（交通法規違反等）	－	－	1	－	1
計	－	－	1	－	1

Ⅴ　職員の服務の状況

１　服務の根本基準

地方公務員法第 30 条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。これは、憲法第 15 条第２項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しているところを受けたものです。これを実現するための地方公務員法上の義務は、次のとおりです。

区分	内容
法令および上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければなりません。
職務に専念する義務	＜下記2 「職務専念義務の免除」の状況を参照＞
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされています。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成等に関与する行為および特定の政治目的の下に行われる一定の政治的行為をすることを禁止されています。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は任命権者の許可を受けずに次のことを行うことができません。①営利を目的とする会社等の役員等に就任すること。②自ら営利を目的とする私企業を営むこと。③報酬を得て、他の事務、事業に従事すること。

２　「職務専念義務の免除」の状況

○　地方公務員法第 35 条は、「職員は、法律または条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定しています。本区における「特別の定」は、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」および「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（特別区人事委員会規則）」であり、この規定の範囲内で職務に専念する義務を免除することができることとしています。また、職務専念義務の免除に関する事務の取扱いについては、「職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程」を定めています。

３　職員の営利企業等従事許可の状況

令和４年度における許可件数
10 件

４　職員の公益通報の状況

○　職員等が知り得た行政運営上の違法または不当な行為等に対する公益通報および相談について、「品川区職員等の公益通報に関する要綱（平成２１年１月１９日制定）」を定め、法令遵守の徹底および通報をした職員等の保護を図り、適法かつ公正な区政運営に資することを目的に通報窓口を設置しています。

通報件数（令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）

通報件数	受理件数
1	1

５　ハラスメントへの対策

○　本区では、すべての職員が快適に働くことができる就業環境を実現するため、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントおよび妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントに対する相談・苦情を受け付ける窓口を設置しています。

○　セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動および職員が他の職員を不快にさせる職場外の性的な言動をいいます。これらの性的な言動には同性に対するものや、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動を含めるものとしています。

○　パワー・ハラスメントとは、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる言動をいいます。

○　妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントとは、妊娠、出産、育児もしくは介護に関する制度等を利用すること、または妊娠し、もしくは出産したことを理由に、精神的苦痛もしくは身体的苦痛を与える言動または職場環境を悪化させる言動をいいます。

Ⅵ　職員の研修および勤務成績の評価の状況

１　研修の状況（令和４年度）

（１）品川区研修の状況

研修名			研修件数(件)	総研修時間(時間)	受講者数(人)
自己啓発	自己啓発(修学支援・資格取得助成含む)		17	－	23
	自主研究グループ		2	－	27
	公共政策大学院修学支援		0	－	0
	計		19	－	50
職場研修	職場企画研修		132	16985	5102
	職場派遣研修		76	1766	233
	計		208	18751	5335
職場外研修	職層研修	育成層研修	18	8042	1541
		実務層研修	6	6576	338
		監督層研修	10	2675	401
		管理層研修	5	551	216
		清掃関係職員研修	7	139	27
		計	46	17983	2523
	職層以外	実務研修	14	1366	282
		政策形成研修	3	168	93
		派遣研修	33	597	85
		特別研修	12	1593	426
		計	62	3724	886
	職場外研修計		108	21707	3409
品川区研修合計			335	40458	8794

（２）特別区共同研修の状況

研修名		研修件数(件)	総研修時間(時間)	受講者数(人)
職層研修	育成層研修	4	4,694	244
	管理層研修	6	273	16
	清掃関係職員研修	7	213	16
	計	17	5180	276
専門研修		35	1,572	108
児童相談所関連研修		17	1,077	55
ステップアップ研修		11	665	80
自治体経営研修		2	14	7
サポート研修		11	205	40
その他(試行・連携講座など)		13	140	25
特別区共同研修合計		106	8853	591

※総研修時間：研修時間×受講者数

（３）幼稚園教育職員に係る研修の状況

①品川区研修

研修名	日数（日）	受講者（人）
幼児教育研修会	1	64
新規採用内定者施設見学会	1	1
新規採用教諭研修	4	3

②東京都共同研修

研修名	日数（日）	受講者（人）
新規採用2年目フォロー研修	6	6
主任教諭研修Ⅰ	4	0
主任教諭研修Ⅱ	1	3
新任幼稚園管理職研修	8	1
管理職候補者養成研修	1	0
管理職昇任前研修	0	0
新任園長研修	4	0
園長・副園長等専門研修	2	5

（４）区固有教員に係る研修の状況

①品川区研修

研修名	日数（日）	受講者（人）
固有教員研修	7	22

②東京都共同研修

研修名	日数（日）	受講者（人）
専門性向上研修	1	7
職層研修	1	1

２　勤務成績の評価

令和４年における勤務成績の評価は次のとおり実施しました。

（１）一般職員の状況

①自己申告

	基準日	対象者	内容
目標申告	４月１日	全職員（管理職および管理職選考合格者を除く）	自己申告書の提出・面接の実施
異動申告	10 月１日		

②定期評価

評価の対象	全職員（管理職および管理職選考合格者を除く）
評価基準日	１月１日
評価者	評価の客観性をより高めるため複数の評価者を設置し、信頼性確保のため評価者の上に調整者を設置
評価要素	「能力」、「態度」、「業績」の各要素について評価
評価方法	○第一次評価 要素別評価（5段階絶対評価）および総合評価（5段階絶対評価）を実施 ○第二次評価 要素別評価（5段階絶対評価）、総合評価（5段階絶対評価）および分布制限による総合評価（5段階相対評価）

（２）管理職の状況

①自己申告

基準日	対象者	内容
１月１日	管理職および管理職選考合格者	自己申告書の提出・面接の実施

②定期評価

評価の対象	管理職および管理職選考合格者
評価基準日	１月１日
評価者	評価の客観性をより高めるため複数の評価者を設置
評価要素	「職務目標の達成」および「職員の指導・育成」に係る成果について評価
評価方法	○第一次評価 要素別評価（5段階絶対評価）および総合評価（5段階絶対評価）を実施 ○最終評価 職務困難度を踏まえ、分布制限による総合評価（5段階相対評価）

Ⅶ　職員の福祉および利益の保護の状況

１　福利厚生制度

職員の福利厚生については、地方公務員法により職員の厚生福利を図る制度として、厚生制度（地方公務員法第 42 条）、共済制度（地方公務員法第 43 条）が定められています。また、他に公務災害補償制度（地方公務員法第 45 条）が規定されています。

２　公務災害補償の状況

区分	令和 4 年度認定件数
公務災害	14
通勤災害	3

３　東京都職員共済組合

（１）事業内容

事業名	内　　容
短期給付事業	この事業は健康保険に相当するもので「法定給付」と「附加給付」があります。 【給付の内容】 ①　組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産または死亡に関する給付 ②　組合員の休業に関する給付 ③　組合員とその被扶養者の災害に関する給付
長期給付事業	老齢、障害または死亡により生活の困難に遭遇したとき、組合員本人やその遺族の生活の安定を図るために行う給付事業です。老齢厚生年金（退職共済年金）、障害厚生年金（障害共済年金）、遺族厚生年金（遺族共済年金）等の給付を行っています。平成 27 年 10 月から共済年金は厚生年金に一元化されました。 【給付の種類】 ①老齢厚生年金（退職共済年金） 一定年齢（要件）を満たしたときに支給。65 歳から受給できる老齢厚生年金と 65 歳になる前に受給できる特別支給の老齢厚生年金に分けられます。特別支給の老齢厚生年金の受給資格(開始)年齢については、生年月日により経過措置があります。 ②障害厚生年金（障害共済年金） 組合員期間中の病気または負傷で、一定の障害状態になったときに支給。 ③障害手当金 在職中に初診日があり、障害厚生年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるときに支給。 ④遺族厚生年金（遺族共済年金） 組合員が在職中または退職後に死亡したとき、その遺族（配偶者、子、父母、孫および祖父母）に支給。
福祉事業	この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族の健康保持など福祉の向上を目的として実施する事業です。人間ドック利用助成などの保健事業や保養施設・総合保健施設の運営を行っています。

（２）各事業の費用等の内容

共済組合で行う事業に必要な経費は、短期給付、長期給付および福祉の各事業ごとに定められ、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

各事業に要する費用の負担は、短期給付および長期給付の公的負担分を除き、組合員と地方公共団体で折半となっています。なお、財源率については、共済組合等の定款で定められています。

４　特別区職員互助組合

特別区および特別区の一部事務組合職員の相互共済および福利増進を図ることを目的として設立され、組合員数のスケールメリットを活かした保険事業やライフプラン事業等を行っています。

（１）事業内容

主な事業	事業内容
保険事業	・グループ保険　・三大疾病保険（セット特約を含む） ・積立年金保険（従来型・個人年金型） ・療養プラン　・長期療養プラン　・入院サポート（がん補償充実特約含む） ・傷害保険　・団体取扱生命保険　・団体取扱損害保険
ライフプラン事業	・年齢層別セミナー（退職準備セミナー・ライフプランセミナー50 等） ・目的別セミナー・自己啓発支援
会員制施設事業	・宿泊施設 ・スポーツ施設
その他	・生活支援　・リフレッシュ事業　・相談事業　・広報普及事業

（２）各事業の費用等の内容

特別区職員互助組合には、特別区と一部事務組合の職員合わせて約 6.7 万人が加入し、事業に必要な経費は、組合費と各種保険の事務手数料等の事業収入によって賄われています。（区からの拠出金はありません）

５　品川区職員互助会

品川区職員互助会は、職員の親睦、相互扶助および福利厚生を図るため設立され、職員の身近な福利厚生事業を実施しています。

（１）事業内容（令和４年度）

主な事業	事業内容
元気回復事業	人間ドック利用助成、インフルエンザ予防接種助成、ボウリング大会等
保養宿泊事業	互助会が個別契約する施設を利用する場合の宿泊料金の一部助成
委託事業	会員制総合福利厚生サービス、カフェテリアプラン事業
給付金	結婚祝金、出産祝金、弔慰金、療養見舞金等
貸付事業	生計資金貸付制度、特別提携融資制度

（２）各事業の費用等の内容（令和４年度）

互助会で行う事業に必要な経費は、会員の掛金と区の補助金によって賄われ、会費と区の補助金の負担割合は、概ね 1:0.76 となっています。（会員数 2,881 人）

会費収入額 （会費割合）	区補助金額	負担割合（会費：区補助金）
42,436,442 円 （給料月額×1.2/1,000＋900）	32,359,044 円 （職員一人あたり 11,231円）	1:0.76

６　公立学校共済組合

東京都の公立学校の教職員は、教職員となった日から公立学校共済組合東京支部の組合員となります。その組合員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として、組合員やその家族のための短期給付事業、長期給付事業および福祉事業を行っています。

主な事業	事業内容
短期給付事業	組合員やその被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害などに関して給付金を支給しています。民間の健康保険に相当する事業です。
長期給付事業	老齢、障害または死亡により生活の困難に遭遇したとき、組合員本人やその遺族の生活の安定と福祉の向上のため、老齢給付（老齢厚生年金）、障害給付（障害厚生年金、障害手当金）、遺族給付（遺族厚生年金）等の給付を行っています。
福祉事業	組合員と被扶養者の福祉、健康の保持増進や日常経済生活を支援することにより、豊かな生活の維持向上を目指すための事業を行っています。 ○住宅資金等の貸付事業　○人間ドック等の保健事業 ○保健施設の開設や保養施設等の宿泊事業

７　東京都人材支援事業団

東京都の公立学校の教職員は、教職員となった日から東京都人材支援事業団の会員になります。その会員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として、会員やその家族のための保険事業、短期給付事業および福祉事業を行っています。

主な事業	事業内容
保険事業	○マインド（団体定期保険）　○あしすと（三大疾病医療保険） ○ぱーとなー（医療保険）　○ニューエブリ（団体損害保険） ○団体扱い保険（生命保険、損害保険） ○積立年金保険（拠出型企業年金保険）　○一時払退職後終身保険（生命保険） ○訴訟費用保険
短期給付事業	会員の結婚、退職、死亡、災害、病気などに関して給付金を支給する事業です。
福祉事業	会員の福祉、健康の保持増進や日常経済生活を支援することにより、豊かな生活の維持向上を目指すための事業を行っています。 ○一般生活資金等の貸付事業　○あっせん等事業 ○レジャー施設・宿泊施設の利用助成事業

８　（社）東京都教職員互助会

東京都の教育向上に資するため、教育に関する調査・研究等の実施および東京都教職員の福利厚生に寄与することを目的として設置されました。

主な事業	事業内容
教育振興事業	「ふれあい感謝状21」、教育研究グループ支援
互助事業	医療互助事業、互助年金事業、積立年金事業
病院事業 （三楽病院）	診療科目　20 科　　病床数　199 床
総合健康センター	メンタルヘルス、健康診断、人間ドック

９　職員の健康診断の状況

令和 4 年度における職員の健康診断は計 13 種について実施し、延べ受診者数は 6,327 人でした。

主なものは次のとおりです。　（単位：人）

主なもの	受診者数
定期健康診断	1,858
雇入れ時健康診断	149
肺がん検診	263
胃がん検診	87
大腸がん検診	328
乳がん検診	147
子宮がん検診	731
情報機器作業従事者健康診断	236
ストレスチェック	2,436

10　職員の貸与被服の状況

職務に必要な被服について、次のとおり貸与しています。

被服の種類	内容
清掃作業服・雨衣等	作業に従事する清掃職員
作業服・安全靴等	土木・建築・電気・機械の設計および管理に従事する職員、 地域活動・防災・福祉・衛生監視・保健予防に従事する職員等に貸与
ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｳｪｱ・運動靴等	児童センター・保育園・保健センター等に勤務する職員を中心に貸与
医務服・エプロン・帽子	保健所・保健センター等に勤務する職員を中心に貸与
防寒着	室外での作業や、出張の多い職務に従事する職員に貸与

11　職員待機寮の状況（令和５年９月１日現在）

区分	室数	入居数
災害対策職員待機寮	98 ※借上を含む場合 134	70 ※借上を含む場合 106

12　職員表彰の状況（令和４年度）

（１）在職者に係わるもの

①永年勤続感謝

永年にわたり職務に精励している職員、教職員に対し、感謝の意を表し、その功労に報いることを目的とするものです。平成 23 年度に表彰制度を見直し、表彰回数を 2 回から 1 回に減らしました。平成 23、24 年度の経過措置を経て、平成 25 年度より勤続 25 年以上を対象としました。

（単位：人）

	25 年勤続（都区歴）
区職員	19
教職員	5
合計	24

②随時表彰・褒賞

区政に貢献した職員、教職員およびそれらの者で構成している組織に対し、表彰・褒賞の意を表し、その功労に報いることを目的とするものです。

表彰	5 件	1.　福祉部生活福祉課 2.　健康推進部健康課庶務係 3.　都市環境部都市計画課 4.　防災まちづくり部防災課 5.　選挙管理委員会事務局
褒賞	5 件	1.　地域振興部戸籍住民課 2.　子ども未来部子育て応援課手当・医療助成係 3.　子ども未来部保育課、保育支援課（合同受賞） 4.　品川区保健所保健予防課 5.　防災まちづくり部道路課

③部長賞

職員個人の努力・成果に対し、組織として褒賞の意を表し、その功労に報いることを目的とするものです。

部長賞	46 件

（２）退職者に係わるもの

表彰・永年勤続感謝

多年にわたり、職務に精励し、その成績顕著な職員、教職員が退職したときに、その功労に報いることを目的とするものです。

（単位：人）

	表彰	永年勤続感謝	
	30 年勤続 （区歴）	20 年以上 30 年未満勤続 （区歴）	10 年以上 20 年未満勤続 （区歴）
区職員	60	9	15
教職員	1	9	18
合計	61	18	33

令和４年度の業務状況の報告

特別区人事委員会

Ⅰ　職員の競争試験及び選考の状況

（１）　採用試験等

令和４年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

ア　受験資格等

<table>
<tr><th>採用区分</th><th>職　　種
（試験・選考区分）</th><th>国籍要件</th><th>年齢</th><th>経歴・資格・免許</th><th>その他</th></tr>
<tr><td rowspan="12">Ⅰ
類</td><td>事　　務</td><td rowspan="6">有</td><td rowspan="6">22歳以上
32歳未満</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="12">・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）
・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人</td></tr>
<tr><td>土木造園（土木）</td></tr>
<tr><td>土木造園（造園）</td></tr>
<tr><td>建　　築</td></tr>
<tr><td>機　　械</td></tr>
<tr><td>電　　気</td></tr>
<tr><td>福　　祉</td><td rowspan="2">無</td><td>22歳以上
30歳未満</td><td>社会福祉士、児童指導員又は
保育士（注4）</td></tr>
<tr><td>心　　理</td><td>40歳未満</td><td>心理学科を卒業した人又は
これに相当する人</td></tr>
<tr><td>衛生監視（衛生）</td><td rowspan="2">有</td><td rowspan="2">22歳以上
30歳未満</td><td>食品衛生監視員及び
環境衛生監視員</td></tr>
<tr><td>衛生監視（化学）</td><td></td></tr>
<tr><td>保 健 師</td><td>無</td><td>22歳以上
40歳未満</td><td>保健師</td></tr>
<tr><td>Ⅲ
類</td><td>事　　務</td><td>有</td><td>18歳以上
22歳未満</td><td></td><td>・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人</td></tr>
<tr><td>障害者（注1）</td><td>事　　務</td><td>有</td><td>18歳以上
32歳未満</td><td colspan="2">・身体障害者手帳等の交付を受けている人（注5）
・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">経験者1級職</td><td>事　　務</td><td rowspan="5">有</td><td rowspan="15">60歳未満</td><td rowspan="9">民間企業等での業務従事歴が４年以上ある人
（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が２年以上ある人（注3））</td><td></td><td rowspan="15">・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）</td></tr>
<tr><td>土木造園（土木）</td><td rowspan="8">当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）</td></tr>
<tr><td>建　　築</td></tr>
<tr><td>機　　械</td></tr>
<tr><td>電　　気</td></tr>
<tr><td>福　　祉</td><td rowspan="4">無</td></tr>
<tr><td>児童福祉</td></tr>
<tr><td>児童指導</td></tr>
<tr><td>児童心理</td></tr>
<tr><td rowspan="7">経験者2級職（主任）</td><td>事　　務</td><td rowspan="3">有</td><td rowspan="6">民間企業等での業務従事歴が８年以上ある人
（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が３年以上ある人（注3））</td><td></td></tr>
<tr><td>土木造園（土木）</td><td rowspan="6">当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）</td></tr>
<tr><td>建　　築</td></tr>
<tr><td>福　　祉</td><td rowspan="4">無</td></tr>
<tr><td>児童福祉</td></tr>
<tr><td>児童指導</td></tr>
<tr><td>児童心理</td></tr>
<tr><td rowspan="3">経験者3級職（係長級）</td><td>児童福祉</td><td rowspan="3">無</td><td rowspan="3">民間企業等での業務従事歴が12年以上ある人
（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が５年以上ある人（注3））</td><td rowspan="3">当該職種に関連する業務に従事（ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）</td></tr>
<tr><td>児童指導</td></tr>
<tr><td>児童心理</td></tr>
<tr><td>就職氷河期世代（注2）</td><td>事務</td><td>有</td><td>昭和45年４月２日から昭和61年４月１日までに生まれた者</td><td></td><td></td><td>・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人</td></tr>
</table>

（注１）障害者を対象とする採用選考の略
（注２）就職氷河期世代を対象とする採用試験の略
（注３）児童相談所等での業務従事歴については、下記の経験を指す。
児童福祉：児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務経験
児童指導：児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務経験
児童心理：児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験
（注４）試験区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人
（注５）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

イ　日　程

項　　目	Ⅰ類採用試験 【一般方式】	Ⅰ類採用試験 【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考	障害者を 対象とする採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験
告　　示	3月18日(金)	3月18日(金)	6月23日(木)	6月23日(木)	6月23日(木)	6月23日(木)
申込受付	3月18日(金)～ 4月　4日(月)	3月18日(金)～ 4月　4日(月)	6月23日(木)～ 7月14日(木)	6月23日(木)～ 7月14日(木)	6月23日(木)～ 7月14日(木) ※郵送申込は 7月13日(水)消印有効	6月23日(木)～ 7月14日(木)
1次試験・選考	5月　1日(日)	5月　1日(日)	9月11日(日)	9月4日(日)	9月11日(日)	9月4日(日)
1次合格発表	6月24日(金)	6月24日(金)	10月21日(金)	10月21日(金)	10月12日(水)	10月21日(金)
2次試験・選考	7月　5日(火)～ 7月14日(木)	7月　5日(火)～ 7月14日(木)	11月　4日(金)・ 11月　7日(月)	10月29日(土)・ 10月30日(日)・ 11月　5日(土)・ 11月　6日(日)	10月 31日(月)・ 11月　1日(火)・ 11月　2日(水)	11月　3日(木)
最終合格発表	7月26日(火)(技術系) 8月　3日(水)(技術系以外)	7月26日(火)	11月18日(金)	11月18日(金)	11月18日(金)	11月18日(金)

※技術系…土木造園（土木）・土木造園（造園）・建築・機械・電気の試験区分

ウ　実施状況

単位：人

採用区分		職種（試験・選考区分）	申込者数			受験者数			最終合格者数		
			４年度	３年度	比較増△減	４年度	３年度	比較増△減	４年度	３年度	比較増△減
Ⅰ類【一般方式】		事　務	9,374	11,449	△ 2,075	8,417	9,019	△ 602	2,308	1,881	427
		土木造園（土木）	151	283	△ 132	135	214	△ 79	82	109	△ 27
		土木造園（造園）	52	67	△ 15	45	47	△ 2	32	18	14
		建　築	81	117	△ 36	75	100	△ 25	55	59	△ 4
		機　械	54	68	△ 14	49	54	△ 5	31	27	4
		電　気	72	110	△ 38	56	72	△ 16	32	24	8
		福　祉	445	468	△ 23	411	399	12	229	211	18
		心　理	169	217	△ 48	137	156	△ 19	44	60	△ 16
		衛生監視（衛生）	135	134	1	128	117	11	74	52	22
		衛生監視（化学）	41	64	△ 23	38	47	△ 9	10	7	3
		保　健　師	401	449	△ 48	370	376	△ 6	207	212	△ 5
		小　計	10,975	13,426	△ 2,451	9,861	10,601	△ 740	3,104	2,660	444
Ⅰ　類【土木・建築新方式】		土木造園（土木）	45	138	△ 93	38	95	△ 57	21	38	△ 17
		建　築	47	70	△ 23	44	47	△ 3	31	26	5
		小　計	92	208	△ 116	82	142	△ 60	52	64	△ 12
Ⅲ類		事　務	2,995	3,638	△ 643	2,561	2,904	△ 343	435	392	43
Ⅲ類【障害者を対象とする採用選考】		事　務	220	343	△ 123	169	255	△ 86	72	80	△ 8
経験者	1級職	事　務	1,702	1,799	△ 97	1,287	1,302	△ 15	215	172	43
		土木造園（土木）	46	48	△ 2	37	35	2	26	13	13
		建　築	25	45	△ 20	18	35	△ 17	11	21	△ 10
		機　械	31	29	2	21	19	2	10	7	3
		電　気	37	37	0	25	24	1	14	11	3
		福　祉	66	63	3	50	51	△ 1	36	27	9
		児童福祉	29	24	5	25	21	4	13	14	△ 1
		児童指導	15	14	1	14	12	2	13	11	2
		児童心理	26	33	△ 7	23	30	△ 7	15	16	△ 1
		小　計	1,977	2,092	△ 115	1,500	1,529	△ 29	353	292	61
	2級職（主任）	事　務	968	1,093	△ 125	695	762	△ 67	88	59	29
		土木造園（土木）	36	35	1	28	19	9	12	6	6
		建　築	34	26	8	26	20	6	18	6	12
		機　械	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		電　気	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		福　祉	32	53	△ 21	30	42	△ 12	17	15	2
		児童福祉	35	28	7	34	27	7	20	17	3
		児童指導	3	13	△ 10	3	12	△ 9	3	9	△ 6
		児童心理	14	9	5	12	9	3	10	6	4
		小　計	1,122	1,257	△ 135	828	891	△ 63	168	118	50
	3級職（係長級）	児童福祉	13	15	△ 2	12	13	△ 1	7	7	0
		児童指導	2	1	1	2	1	1	1	1	0
		児童心理	8	9	△ 1	8	9	△ 1	5	8	△ 3
		小　計	23	25	△ 2	22	23	△ 1	13	16	△ 3
氷河期		事　務	1,136	1,359	△ 223	855	974	△ 119	53	42	11
合　計			18,540	22,348	△ 3,808	15,878	17,319	△ 1,441	4,250	3,664	586

（２）　採用選考等

令和４年度に人事委員会が実施した品川区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア　専門職採用選考

区　分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	１人
行政専門職（法務の課長級以上）	０人

イ　一般職の任期付職員

法第三条※1に基づく採用等

採用職層	採用承認人数
主任	０人
係長	３人
課長補佐	０人
課長	０人
部長	１人

法第四条※1に基づく採用等

採用職層	合格者数
係員（１級職）	０人
課長	０人
部長	０人

※1　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

（３）　管理職選考（令和４年度）

ア　受験資格等

○　Ⅰ類

（受験資格）　日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢５５歳未満で、主任以上の在職期間が６年以上の人（全部、分割又は免除受験方式で受験する場合であって、経験者採用制度等により採用された人が受験する場合を除く。）

（受験方式）　全部受験方式ー受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式

分割受験方式ー受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

免除受験方式ー択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式

前倒し受験方式ー主任の職にあり、その在職期間が３～５年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

（選考方法）　筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問

（免除資格）　択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験翌年度以降の３年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

※　翌年度にⅠ類（全部、分割、免除）の受験資格を満たさない者については、原則として、受験資格を満たす年度以降３年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○　Ⅱ類

（受験資格）　日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢４６歳以上５６歳未満で、課長補佐の在職期間が２年以上の人

（選考方法）　筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

イ　令和４年度管理職選考実施状況（合格者決定）

Ⅰ類（全部及び免除受験方式）及びⅡ類

（単位：人、%）

種別	選考区分		受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
			４年度	３年度	増減	**４年度**	３年度	増減	**４年度**	３年度	増減	**４年度**	３年度	増減
Ⅰ類	事　務		**336**	338	△ 2	**191**	207	△ 16	**107**	118	△ 11	**31.8**	34.9	△ 3.1
	技術	Ⅰ	**67**	60	7	**40**	18	22	**26**	12	14	**38.8**	20.0	18.8
		Ⅱ	**41**	29	12	**22**	14	8	**14**	12	2	**34.1**	41.4	△ 7.3
		Ⅲ	**46**	48	△ 2	**12**	11	1	**8**	7	1	**17.4**	14.6	2.8
		小　計	**154**	137	17	**74**	43	31	**48**	31	17	**31.2**	22.6	8.6
	Ⅰ類計		**490**	475	15	**265**	250	15	**155**	149	6	**31.6**	31.4	0.2
Ⅱ類	事　務		**31**	42	△ 11	**29**	41	△ 12	**24**	33	△ 9	**77.4**	78.6	△ 1.2
	技　術		**12**	22	△ 10	**8**	13	△ 5	**8**	11	△ 3	**66.7**	50.0	16.7
	Ⅱ類計		**43**	64	△ 21	**37**	54	△ 17	**32**	44	△ 12	**74.4**	68.8	5.6
合　計			**533**	539	△ 6	**302**	304	△ 2	**187**	193	△ 6	**35.1**	35.8	△ 0.7

Ⅰ類（全部受験方式）

（単位：人、%）

種別	選考区分		受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
			４年度	３年度	増減	**４年度**	３年度	増減	**４年度**	３年度	増減	**４年度**	３年度	増減
Ⅰ類（全部）	事　務		**178**	175	3	**90**	89	1	**51**	**59**	△ 8	**28.7**	33.7	△ 5.0
	技術	Ⅰ	**25**	27	△ 2	**8**	5	3	**4**	**4**	0	**16.0**	14.8	1.2
		Ⅱ	**23**	16	7	**12**	8	4	**9**	**7**	2	**39.1**	43.8	△ 4.7
		Ⅲ	**11**	13	△ 2	**2**	2	0	**1**	**1**	0	**9.1**	7.7	1.4
		小　計	**59**	56	3	**22**	15	7	**14**	**12**	2	**23.7**	21.4	2.3
	合　計		**237**	231	6	**112**	104	8	**65**	**71**	△ 6	**27.4**	30.7	△ 3.3

Ⅰ類（免除受験方式）

（単位：人、%）

種別	選考区分		受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
			４年度	３年度	増減	**４年度**	３年度	増減	**４年度**	３年度	増減	**４年度**	３年度	増減
Ⅰ類（免除）	事　務		**158**	163	△ 5	**101**	118	△ 17	**56**	**59**	△ 3	**35.4**	36.2	△ 0.8
	技術	Ⅰ	**42**	33	9	**32**	13	19	**22**	**8**	14	**52.4**	24.2	28.2
		Ⅱ	**18**	13	5	**10**	6	4	**5**	**5**	0	**27.8**	38.5	△ 10.7
		Ⅲ	**35**	35	0	**10**	9	1	**7**	**6**	1	**20.0**	17.1	2.9
		小　計	**95**	81	14	**52**	28	24	**34**	**19**	15	**35.8**	23.5	12.3
	合　計		**253**	244	9	**153**	146	7	**90**	**78**	12	**35.6**	32.0	3.6

ウ　令和４年度管理職選考実施状況（免除者決定）

（単位：人、%）

		対象者数				免除者数				免除率			
		計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳		
		A	全部 A1	分割 A2	前倒し A3	B	全部 B1	分割 B2	前倒し B3	B/A	全部 B1/A1	分割 B2/A2	前倒し B3/A3
事　務		481	122	105	254	126	29	19	78	26.2	23.8	18.1	30.7
技術	Ⅰ	63	21	16	26	17	8	3	6	27.0	38.1	18.8	23.1
	Ⅱ	50	14	15	21	17	4	6	7	34.0	28.6	40.0	33.3
	Ⅲ	40	8	15	17	13	5	2	6	32.5	62.5	13.3	35.3
	小　計	153	43	46	64	47	17	11	19	30.7	39.5	23.9	29.7
合　計		634	165	151	318	173	46	30	97	27.3	27.9	19.9	30.5

注１　対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数

２　全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人

３　分割とは、分割受験方式で受験した人

４　前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人

５　免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

３　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第２項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第１項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。令和４年は、10月11日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

〔本年のポイント〕

月例給、特別給ともに引上げ

１　月例給
公民較差896円（0.24％）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

２　特別給（期末手当・勤勉手当）
年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.45月→4.55月）、勤勉手当に割振り

◎　職員の平均年間給与は、約５万４千円の増

職員の給与に関する報告・勧告

Ⅰ　職員と民間従業員との給与の比較

１　職員給与等実態調査の内容（令和４年４月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,612人	31,330人	378,512円	38.9歳

２　民間給与実態調査の内容（令和４年４月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,111民間事業所を調査（調査完了692事業所）

３　公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
379,408円	378,512円	896円（0.24％）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.56月分	4.45月	0.11月

４　本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差896円（0.24％）を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額

支給者を除外しない場合の公民較差は△1,007円である。

５　差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年４月１日時点の1,443人に対し、本年４月１日時点で1,147人、減少数は296人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の38人で約13%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

Ⅱ　改定の内容

１　給料表

(1)　行政職給料表（一）

・　初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
Ⅰ類	183,700円	188,200円	4,500円
Ⅲ類	147,100円	152,100円	5,000円

・　初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定

(2)　その他の給料表等

・　その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
・　再任用職員は、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定なし

２　特別給（期末手当・勤勉手当）

・　民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ
・　支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
・　３月期末手当を廃止し、６月・12月期が均等になるよう配分（令和５年度から）

○管理職員以外の職員の支給月数

		令和４年勧告前	令和４年勧告後	令和５年度以降
期末手当	６月期	1.05　月	1.05　月	**1.2**　月
	12月期	1.1　月	1.1　月	**1.2**　月
	３月期	0.25　月	0.25　月	－
	計	2.4　月	2.4　月	2.4　月
勤勉手当	６月期	1.025　月	1.025　月	**1.075**　月
	12月期	1.025　月	**1.125**　月	**1.075**　月
	計	2.05　月	**2.15**　月	2.15　月
支給月数計		4.45　月	**4.55**　月	4.55　月

３　実施時期

・　月例給：令和４年４月１日　特別給：条例の公布の日

（参考１）公民較差解消による配分

給　料	諸手当	はね返り	計
747円	０円	149円	896円

（参考２）公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約6,286千円	約6,340千円	約54千円

人事･給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

１ 人事・給与制度

⑴ 人材の確保

（特別区の魅力と役割）

・ 先進都市として進化し続ける東京の中核である特別区では、幅広い行政サービスを提供するとともに、地域と協働し、先進的でダイナミックな取組を展開

・ 魅力ある未来を創り出す力を持つ有為な人材の確保が必須

（人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し）

・ 本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験者の就職先として選択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し

・ 技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内容をよりチャレンジしやすいものに変更

・ デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和５年度秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討

・ 就職氷河期世代を対象とする採用試験の継続に向けた準備。障害者を対象とする採用選考の年齢制限撤廃に係る制度の見直し

（採用ＰＲ等の戦略的な展開）

・ 特別区ならではの魅力を伝えるべく、対面及びオンライン双方の利点を活かし、ＰＲ活動を更に強化

・ 各区においては、独自のＰＲとともに、積極的なインターンシップの受入れ等の対応を検討することが必要

⑵ 人材の育成

（人事評価制度の適切な運用）

・ 人事評価制度は、地方公務員法に基づく、人事管理の基礎。制度の公平性や納得性を高め、任用・給与の面で更なる活用が必要

・ 一部の区で管理職員への本人開示や評価者研修が未実施。本人開示制度の整備とともに、評価者研修を早急に実施することが必要。昇任選考では、複数年度の評価結果を活用することで、選考の精度をより高めることが必要

（若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成）

・ 将来にわたり質の高い区民サービスを提供していくためには、次代を担う若年層職員の昇任意欲を醸成するとともに、計画的な人材育成を行うことが重要

・ 研修等のＯｆｆ－ＪＴとＯＪＴの連動による相乗効果や、自己啓発等の更なる支援について進めていくことが必要。ＯＪＴにおいては管理監督職の役割も重要であり、職員の気づきを促し、モチベーションを向上させる指導が有用。他団体等への派遣研修等も有効な手段

（管理監督職を担う者の人材育成）

・ 多様な課題に的確に対応し、持続可能な区政運営の実現には、管理監督職による職員の人材育成や組織マネジメントが重要であり、計画的育成が必要

・ 管理職選考種別Ⅰ類は、令和５年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要。女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要

・ 種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確保がなされるよう留意

⑶ 高齢層職員の能力及び経験の活用

・　高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できるようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要
・　国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続

２　勤務環境の整備等

⑴　長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

・　より良い区民サービスを実現するためには、職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいや充実感をもって働ける職場づくりが不可欠。長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署については、より一層、縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
・　長時間労働の是正に向けて、ＩＣＴを活用した業務の効率化等とともに、臨時的な職員の応援、職員配置の見直し等、様々な対策を講じることが必要
・　教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。意識改革とともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策が必要

⑵　多様で柔軟な働き方

・　テレワークの推進にあっては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、希望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要。テレワークの活用拡大と同時にＩＣＴ活用による業務プロセス改善を図り区民サービスの向上に寄与
・　引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度の導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取りながら検討

⑶　仕事と生活の両立支援

（男性職員の育児休業の取得促進）

・　男性職員の育児休業の取得率は年々上昇し、国が掲げる30％の目標値を特別区全体としては達成している一方で、未達成の区がある。また、育児休業の取得期間は、女性職員の取得者より短期間
・　男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要
・　個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間・時期・回数を取得できるよう、育休代替等の弾力的な人員配置を行うなど、安心して育児休業を取得できる環境整備が必要

（不妊治療のための休暇の導入）

・　職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に十分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要

⑷　メンタルヘルス対策の推進

・　多くの職員が、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響を懸念
・　ストレスチェックの判定結果をセルフケアに活用するとともに、管理職は、組織のストレス傾向を踏まえて職場環境の改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防止
・　メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理職から積極的に声掛けを行うなど、早期発見及び早期対応することが重要

⑸　ハラスメントの防止対策

・　各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組

織の問題として迅速に対応することが重要

・　パワー・ハラスメント防止には、管理職の役割が極めて重要。職層研修を活用するなどして、対応能力の向上が必要

３　区民からの信頼の確保

・　職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民サービスの提供に影響。従来の不祥事防止策に加えて、公益通報制度が有効に活用される取組の強化が必要

・　職員の意識啓発に取り組み、高い倫理意識や使命感のかん養を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

Ⅲ　勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度中における品川区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続件数 A	4年度提起件数 B	完結件数　C	翌年度継続件数　A+B−C	備　　考
0	0	0	0	

Ⅳ　不利益処分に関する審査請求の状況

令和4年度中における品川区の審査請求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続件数 A	4年度提起件数 B	完結件数　C	翌年度継続件数　A+B−C	備　　考
13	0	0	13	